

豊見城市加齢性難聴者補聴器購入費助成事業

補聴器購入の助成制度です



内容

○65歳以上の豊見城市民の方で、聴力の低下により補聴器の使用が必要と認められる方に、補聴器購入の一部または全額を助成します。

助成対象となる方

以下①～③すべての要件を満たす方が、助成の対象となります。

- ①豊見城市に住所を有して、実際に居住されている方。
 - ②申請時に満65歳以上の住民税非課税世帯の方。
 - ③耳鼻咽喉科の医師から基準を満たすと認められ、補聴器の使用が必要と判断された意見書を徴することができる方。
- ※障害者総合支援法等他の制度で補聴器の補助・交付を受けられる方、過去に本制度の助成を受けられた方は、対象外です。

助成額

- ①補聴器本体1台分の購入費として、1人25,000円を上限とします。
- ②助成は、1人1回限りで、購入後の修理等は対象になりません。
- ③助成の決定前に購入した補聴器は対象となりません。
- ④耳鼻咽喉科の医師の意見聴収に係る費用は助成の対象となりません。

留意事項

- ①申請書の受付は、令和8年6月10日(水曜日)から開始となります。予算の範囲内の助成となりますので、先着順での上限20名の支給が決定・完了次第終了となります。
- ②補聴器の購入は、助成決定後に行ってください。
- ③助成金の請求は、原則助成決定日から指定のあった期間内で行ってください。期限を過ぎると請求できませんので、ご注意ください。

手続の流れは、裏面をご覧ください

手続の流れ

※予算の範囲内の助成となるため先着順の受付となります。

①豊見城市障がい長寿課介護長寿班に來所し、対象要件の確認を行ってください。

②対象要件該当の場合は、申請書の記載・提出を行ってください。
提出頂きましたら、医師意見書様式を交付します。

③耳鼻咽喉科を受診

医師意見書を記載してもらい、障がい長寿課へ提出を行ってください。

※申請後に辞退される場合や、補聴器助成の対象でないと医師に診断された方は、必ずご連絡下さい。キャンセル待ちの方に順番をお譲りいたします。

④市から助成可否の通知書を郵送しますので、結果の確認をお願いします。
決定の場合には、「請求書・口座振替依頼書」を同封しています。
※非決定の場合もあります。

⑤補聴器を購入

※市の助成決定前に購入した補聴器は助成対象にはなりません。決定通知が届いた後、購入してください。

⑥障がい長寿課に「請求書・口座振替依頼書」、領収書、振込む通帳の口座番号・支店名が確認できる写しを提出してください。

⑦市から助成金の振込を行います。

お問い合わせ先・来所窓口

豊見城市 福祉健康部 障がい長寿課 介護長寿班

TEL098-856-4292

午前8時半～午後5時15分(12時～13時は除く) 土日祝日は除く